

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8月18日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frederic OUDEA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 20億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月1日付で提出した有価証券届出書（訂正を含む。）の記載事項のうち、売出券面額の総額および売出価額の総額が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2021年 8月27日満期 早期償還条項 付 ノックイン型日米2指数 (日経平均株価・S&P500指 数)参照デジタル・クーポン 円建社債(以下「本社債」と いう。)	20億円(予定) (注1)	20億円(予定) (注1)	あおぞら証券株式会社 東京都千代田区九段南一丁目 3番1号 (以下「売出人」という。)

(中略)

本社債の利率は以下のとおりである。(注2)

(1) 2016年8月30日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から2016年11月27日(以下「固定利払日」という。)(同日を含まない。)までの利息計算期間(以下に定義する。)について: 年率5.00%

(2) 2016年11月27日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下「変動利息計算期間」という。)について: 以下に従って決定される利率

() 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日におけるすべての対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格であったと決定した場合: 年率5.00%

() 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日における少なくとも1つの対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準を下回る価格であったと決定した場合: 年率0.10%

「変動利払日」、「利率決定日」、「対象指数」、「対象指数終値」および「利率判定水準」の定義については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。(注2)

利息は利息起算日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について、上記利率を付し、2016年11月27日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年2月27日、5月27日、8月27日および11月27日(以下「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いする。

本社債の満期日は2021年8月27日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。(注2)(注3)

(中略)

本社債は、2016年8月29日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。(注2)

(注1) 上記の売出面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、本書に記載の条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2016年8月18日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される売出面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注2) 下記「2 売出しの条件」に記載のとおり申込期間が繰り下げられた場合には、それに伴って発行日、利息起算日、利払日および満期日のすべてまたはそれらのいずれかが繰り下げられることがある。

(注3) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 早期償還」、「(B) 満期における償還」、「(C) 税制上の理由による期限前償還」、「(D) 特別税制償還」および「(E) 規制上の理由による期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(後略)

<訂正後>

銘柄	売出面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2021年 8月27日満期 早期償還条項 付 ノックイン型日米2指数 (日経平均株価・S&P500指 数)参照デジタル・クーポン 円建社債(以下「本社債」と いう。)	20億円 (注1)	20億円 (注1)	あおぞら証券株式会社 東京都千代田区九段南一丁目 3番1号 (以下「売出人」という。)

(中略)

本社債の利率は以下のとおりである。

- (1) 2016年8月30日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から2016年11月27日(以下「固定利払日」という。)(同日を含まない。)までの利息計算期間(以下に定義する。)について: 年率5.00%
 - (2) 2016年11月27日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下「変動利息計算期間」という。)について: 以下に従って決定される利率
 - () 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日におけるすべての対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準と等しいか、またはそれを上回る価格であったと決定した場合: 年率5.00%
 - () 計算代理人がその単独の裁量により、当該変動利息計算期間に係る変動利払日の直前の利率決定日における少なくとも1つの対象指数に係る対象指数終値が当該対象指数に係る利率判定水準を下回る価格であったと決定した場合: 年率0.10%
- 「変動利払日」、「利率決定日」、「対象指数」、「対象指数終値」および「利率判定水準」の定義については下記「3 売社債のその他の主要な事項、 本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

利息は利息起算日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について、上記利率を付し、2016年11月27日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年2月27日、5月27日、8月27日および11月27日(以下「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いする。

本社債の満期日は2021年8月27日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。(注2)

(中略)

本社債は、2016年8月29日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・イー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売社債面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 早期償還」、「(B) 満期における償還」、「(C) 税制上の理由による期限前償還」、「(D) 特別税制償還」および「(E) 規制上の理由による期限前償還」ならびに「3 売社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(後略)

2 【売出しの条件】

< 訂正前 >

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2016年8月22日から同年8月29日まで(注1)	額面100万円単位	なし	2016年8月30日(日本時間)(注1)	売出人および下記の売出取扱人の日本における本店および各支店(注2)	該当事項なし	該当事項なし

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

(注2) 売出人は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱業務を委託している。

名称：株式会社あおぞら銀行
住所：東京都千代田区九段南一丁目3番1号

(中略)

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために(証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。)、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

<訂正後>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	受渡期日	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2016年8月22日から同年8月29日まで	額面100万円単位	なし	2016年8月30日(日本時間)	売出人および下記の売出取扱人の日本における本店および各支店(注1)	該当事項なし	該当事項なし

(注1) 売出人は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関(以下「売出取扱人」という。)に、本社債の売出しの取扱業務を委託している。

名称：株式会社あおぞら銀行
住所：東京都千代田区九段南一丁目3番1号

(中略)

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために(証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。)、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。